

高知市防災資機材等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災活動の主体となる自主防災組織及び自主防災組織連合会による防災資機材等の整備を推進するため、当該整備を行おうとする自主防災組織及び自主防災組織連合会に対して高知市防災資機材等整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、補助金等の交付に関する条例(昭和29年条例第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 高知市自主防災組織等の登録に関する要綱(平成27年4月1日制定。以下「登録要綱」という。)第2条第1号に規定するものをいう。
- (2) 自主防災組織連合会 登録要綱第2条第2号に規定するものをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる組織(以下「補助対象組織」という。)は、自主防災組織又は自主防災組織連合会であって登録要綱第5条の規定による登録を受けたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象組織が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「規則」という。)第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象組織が行う別表に掲げる防災資機材等の整備事業とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち購入、設置工事、修繕等に関するものとする。

2 補助金額は、補助対象経費の額に補助率2分の1を乗じて得た額又は75万円のいずれか低い額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象組織は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業の実施前に、高知市防災資機材等整備費補助金交付申請書(第1号様式)に、高知市防災資機材等整備実施計画書(第2号様式)その他関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市防災資機材等整備費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、適当でないとき認めるときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象組織に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象組織(以下「補助事業者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を高知市防災資機材等整備費補助金交付申請取下届出書(第4号様式)により、市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、事業内容の変更(補助金額の増額又は20パーセント、かつ、5万円を超える減額を伴うものに限る。)をし、中止し、又は廃止

しようとするときは、あらかじめ高知市防災資機材等整備費補助事業変更等承認申請書（第5号様式）により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業の完了及び報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該完了の日から30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日（前項ただし書の規定に該当する場合にあっては、市長が別に定める日）までに、高知市防災資機材等整備完了報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条第2項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、高知市防災資機材等整備費補助金交付請求書（第8号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

（維持管理）

第15条 補助事業者は、補助事業により整備した資機材等については、これを適正に維持し、及び管理しなければならない。

（財産処分の制限等）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄（以下「処分等」という。）してはならない。

2 補助事業者が前項に規定する市長の承認を受けて財産を処分等したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（紛争等の処理）

第17条 補助事業者は、補助事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し、及び解決しなければならない。

（調査等）

第18条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第19条 補助事業者は、補助事業の経理について他の事業と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の高知市防災施設等整備事業助成要綱の規定に基づき交付決定を受けた助成金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市防災施設等整備事業費助成金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市防災資機材等整備費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市防災資機材等整備費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市防災資機材等整備費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市防災資機材等整備費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表

防災資機材等	内 容
防災倉庫	防災倉庫，資機材用収納箱等
防火用資機材	消火器，消火器格納庫，消火栓ボックス式，可搬式動力ポンプ，バケツ等
救助救護・避難誘導用資機材	チェーンソー，ジャッキ，ハンマー，バール，のこぎり，おの，掛矢，スコップ，リヤカー，一輪車，コードリール，はしご，ロープ，投光器，担架，防水シート，圧縮毛布，救護用テントその他の救助救護用資機材及び腕章，避難誘導旗，ベストその他の避難誘導用資機材
情報伝達用資機材	放送設備，トランシーバー，拡声器等
給食・給水用資機材	炊き出し用具（鍋，かまど，食器等），浄水器等
避難路・避難場所整備用資機材	草刈機，鎌，ブロアー等
避難所運営用資機材	簡易トイレ，トイレ処理剤，防災用トイレットペーパー，段ボールベッド，簡易ベッド，パーテーション，体温計，消毒液，フェイスシールド，マスク等
その他資機材	井戸用ポンプ（市長が適当と認めるものに限る。），発電機，乾電池，燃料携行缶その他市長が必要と認める資機材

※ 個人資産の形成に関するもの及び備蓄物資（備蓄食糧及び水）は除く。

【補足事項】

井戸用ポンプについては，高知市災害用協力井戸登録事業実施要綱（平成25年4月1日制定）第5条第1項の規定による登録を受けている災害用協力井戸又は当該登録を受ける予定のあるものに設置する case に限ります。なお，井戸の掘削工事に係る経費は，補助対象経費となりません。